

食品危害情報総括官について

平成 20 年 2 月 29 日

関係府省局長申合せ

1. 目的

「食品による薬物中毒事案の再発防止策について（原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策）」（平成 20 年 2 月 22 日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ。以下「会合申合せ」という。）に基づき、情報の一元化・集約体制や緊急時の即応体制の強化を推進するため、消費者の安全という観点から政府として一体的に取り組んでいく。

2. 食品危害情報総括官

会合申合せに基づき、以下のとおり関係府省において食品危害情報総括官を指名する。なお、必要に応じ関係府省を追加する。

- (1) 内閣府国民生活局長
- (2) 内閣府食品安全委員会事務局長
- (3) 厚生労働省医薬食品局食品安全部長
- (4) 農林水産省消費・安全局長
- (5) 文部科学省スポーツ・青少年局長

3. 食品危害情報総括官の業務等

- (1) 各府省の食品危害情報総括官は、それぞれの府省内において得られる食品に関する全ての危害情報（食品による国民の生命又は健康に直接関わる有害事象の情報）の収集・一元化を行うとともに、地方自治体等も含めて府省内で情報共有を図る。
- (2) 食品危害情報総括官は、随時当該府省内の情報収集システムのチェックを行う。
- (3) 食品による危害情報に関し、緊急の対応が必要と思われる事態が発生した場合、各府省の食品危害情報総括官は、内閣府をはじめとする各府省の食品危害情報総括官に情報を伝達する。
- (4) 上記事態には、担当大臣（国民生活）は食品危害情報総括官を招集し、情報の収集・分析を行うとともに、内閣官房長官及び食品安全担当大臣等と協議の上緊急の対応を講ずる。
- (5) 食品危害情報総括官による連絡会議を定期的で開催（内閣府国民生活局が取りまとめにあたる）し、平時でも情報の共有等を図る。

4. その他

- (1) 食品危害情報総括官の下に課長クラスよりなる連絡会議幹事会を置く。
- (2) 事務局は、内閣府国民生活局が行う。